

< 2 >の類否判断のポイント

結果：類似

理由： 本件意匠2（＝意匠登録第1425945号）は、本件意匠1（＝意匠登録第1425652号）と同じ体組成計についての意匠であり、本件意匠1の関連意匠であることからすると、要部についても本件意匠1と同様であり（本体の正面視、側面視の形状が要部であり）、正面視において、本件意匠2と被告意匠は、いずれも看者に対し横長長方形であるという印象を与えるものというべきである。

また、本件意匠2と被告意匠には、スイッチ模様の個数、側面視における不透明プロテクタ体の有無などに差異があるが、これらの差異は、透明ガラス板の形状がほぼ同じであること、不透明プロテクタ体は本体背面部と同系統の色彩であり厚みも薄いことから、要部における具体的構成の共通性から看者に与える美感の同一性を凌駕するものとはいえない。

したがって、本件意匠2と被告意匠とは上記のような差異点があることを考慮しても、看者に対して共通の美感を与えるものと認められるから、本件意匠2と被告意匠は類似しているというべきである。

⇒物品の用途・機能等及び公知の意匠を考慮した要部が同一であるため、非類似